

令和5年度千葉市ふるさと農園の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）とは、平成31年3月19日付け甲乙間で締結した「千葉市ふるさと農園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、令和5年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和5年度の事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までをいう。）に係る指定管理料の額は、32,203,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 指定管理料の支払いは年12回とし、基本協定書第51条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

令和5年4月分	月額 2,690,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和5年5月分～令和6年3月分（11回）	月額 2,683,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

（利益の還元）

第3条 基本協定書第71条第3項に規定による利益の還元方法については、甲の発行する納入通知書により甲に納付するものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一



乙 千葉市美浜区高洲3丁目11番3号

株式会社塚原緑地研究所

代表取締役 塚原 道夫

